

2022 (R4) 年8月8日 (月)

山口県弁護士会所属 登録番号37149

ひよりやまNo.24

弁護士 前田 将志

山口県下関市丸山町三丁目2番1号 吉岡ビル2B

TEL 083-242-5894 FAX 083-242-5895



はじめてオペラを見ました。ビゼー作曲「カルメン」です。誰もが口ずさめる「序曲」や「ハバネラ」など知ってる曲がたくさん出てきてとても楽しく鑑賞できました。しかも「宝くじ」の協賛企画なのでチケットはたったの2000円という大変ありがたい公演でした。

立派な舞台装置、色鮮やかな衣装、華やかなダンス、そしてなによりも迫力ある歌声に心を奪われ、かつて見たことのある宝塚歌劇同様にナマの舞台ならではの迫力に圧倒されました。

ただ、日本語の歌詞やセリフがやや聞き取りにくかったです。あらすじは知っていますが、言葉がクリアだともっと楽しめたことでしょう。原語だと舞台袖に字幕スーパーが付くそうで、その方がよかったかもしれません。

また、伴奏音楽は残念ながらオーケストラではなく2台のエレクトーンと2人の打楽器奏者でした……が、エレクトーンがとても良かったです。多彩な音色はもちろん、微妙な表現も行き届いており、性能の高さに感心しました。でも、指揮者はやはりフルメンバーのオーケストラを振ったかったでしょうね……。

「はじめてだけど、オペラって楽しいね」という声が周辺からも聞こえました。こういう企画を子どもたちのためにもどんどんやってほしいものですね。

交通事故事件の解決事例

～MRI検査で受傷が発覚した事案～

○ 四輪車同士の交通事故です。Aさんの自動車が停止していたところ、後方から走行してきた相手方自動車に衝突された事案で、当事務所はAさん

の依頼を受け相手方保険会社に対応しました。

○ 事故直後にAさんが通院した病院では、CT等の検査を経て「全治2週間」との診断がなされました。しかし痛みが続くため別の病院でMRI等の検査を受けたところ、「骨挫傷」等の受傷が確認されました。その後、Aさんは相当期間にわたり通院を継続しましたが結局痛みは治まらず、最終的に主治医より「後遺障害」として診断されることとなりました。

○ 本件ではこの「後遺障害」について損害保険料率算出機構による「等級認定」がなされ、将来の逸失利益に係る損害金及び後遺障害慰謝料等を相手方が支払う旨の示談が成立しました。

☆ 交通事故において、被害者の方の一番の願いは元の健康な身体に回復することにあります。

しかしながら、治療を継続しても改善しない場合、医師の判断により症状固定の段階に至ったものとして治療が終結される場合も少なくありません。

この時点でなお残存する症状は、金銭賠償の原則（民法722条1項、同法417条1項）等に基づき金銭的に損害評価されることとなります。

交通事故における損害賠償の場面では、この後遺障害について「等級認定」されるか否かが1つのポイントとなります。

